

合同会社 Nexolve 定款（電子公告版）

第1条（商号）

当会社は、合同会社 Nexolve と称する。

第2条（目的） 本会社は、次の事業を行う。

1. 営業代行、販路開拓、営業支援、マーケティング支援業務
2. 企業間マッチング、提携・アライアンスの企画・支援業務
3. 経営・業務・IT・DX に関するコンサルティング
4. 計測機器、センサー、監視装置、産業用ロボット（AMR・四足歩行等）、ドローン等の企画、販売、賃貸、輸出入、設置、保守
5. 工場・発電所等の設備モニタリング、点検・保全に関するソリューションの企画・販売・コンサルティング
6. ソフトウェア、IoT システム、AI・画像解析等の企画、設計、開発、販売、保守、受託開発
7. 省エネルギー、電力最適化に関するコンサルティング及び機器販売（小売電気事業等の許認可を要する行為を除く）
8. 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

第4条（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。公告を掲載する当会社のウェブサイトの URL は、

<https://nexolve-ir-notice.pages.dev/> とする。なお、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第5条（社員の氏名及び住所）

設立時社員の氏名又は名称及び住所は別紙のとおりとする。

第6条（出資の目的及びその価額）

各社員の出資の目的及びその価額は別紙のとおりとする。

第7条（業務執行及び代表）

当会社の業務を執行し会社を代表する社員（代表社員）は戸澤貴洋とする。代表社員は当会社の業務を統括し、日常の業務を処理する。

第 8 条（決定方法）

社員の同意を要する事項の決定は、社員の過半数（持分の過半数）によって行う。

第 9 条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年 10 月 1 日から 9 月 30 日までの年 1 期とする。

第 1 0 条（利益の配当）

剰余金の配当の有無、時期及び方法は、社員の決定による。

第 1 1 条（公告に関する補足）

本定款第 4 条の電子公告の実施に際しては、法令に従い、掲示期間、内容の完全性及び改ざん防止に配慮する。

【付 則】

- 1 本定款は 2025 年 8 月 20 日に制定する。
- 2 設立時社員の出資の履行は、会社成立の日までに完了した。
- 3 会社成立時の資本金の額は金 300,000 円とする。
- 4 最初の事業年度は、会社成立の日から 2026 年 9 月 30 日までとする。